

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	三三三
○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件	三三三
○大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があった件	三三四
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	三三四
○育種母樹林等を指定した件	三三五
○道路の区域を変更する件	三三五
○道路の供用を開始する件	三三五
<b>公 告</b>	
○特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案について公告する件	三三六
○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により公聴会を開催する件	三三七
○一般競争入札を行う件	三三六
<b>正 誤</b>	
○令和四年七月八日付け定例第三百五号中	三三四

## 告 示

### 福島県告示第五百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和四年七月二十二日から同年十一月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工

労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。  
令和四年七月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）トリアル伊達上保原店 福島県伊達市保原町上保原字正地内三七番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 大和リース株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 北 哲弥  
住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者  
名称 株式会社トリアルカンパニー  
代表者の氏名 代表取締役 石橋 亮太  
住所 福島県福岡市東区多の津一丁目二番二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
令和五年三月八日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
四千九百八十三平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数  
（一）位置 別紙図面のとおり  
（二）収容台数 二百六十一台
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数  
（一）位置 別紙図面のとおり  
（二）収容台数 八十台
  - 3 荷さばき施設の位置及び面積  
（一）位置 別紙図面のとおり  
（二）面積 百二十平方メートル
  - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
（一）位置 別紙図面のとおり  
（二）容量 四十一・五二立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
二十四時間
  - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
二十四時間
  - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (一) 数 三か所
- (二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで  
届出年月日  
令和四年七月七日

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第五百二十三号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年七月二十二日から同年十一月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
令和四年七月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エコタウン会津若松 福島県会津若松市町北町大字始字深町一四番地ほか
- 二 変更した事項
  - 1 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日  
別紙書面のとおり
- 四 届出年月日  
令和四年七月四日
- 五 届出をした者  
株式会社デンコードー  
株式会社エコプラス  
(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第五百二十四号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年七月二

十二日から同年十一月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
令和四年七月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エコタウン会津若松 福島県会津若松市町北町大字始字深町一四番地ほか
- 二 変更しようとする事項
  - 1 廃棄物等保管施設の位置及び容量  
(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 容量 百五十八立方メートル
  - (変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 容量 百五十八立方メートル
  - 2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) (一) 数 四箇所  
(二) 位置 別紙図面のとおり
  - (変更後) (一) 数 三箇所  
(二) 位置 別紙図面のとおり
- 三 変更しようとする年月日  
令和四年七月二十五日
- 四 届出年月日  
令和四年七月四日
- 五 届出をした者  
株式会社デンコードー  
株式会社エコプラス  
(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

福島県知事 内堀 雅雄

**福島県告示第五百二十五号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年七月二十二日から同年八月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
令和四年七月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ヨークベニマル浜田店 福島県福島市浜田町六二番一ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

1 廃棄物に係る事項

(一) 事業活動に伴って発生した廃棄物の保管にあたっては、保管基準を遵守するとともに、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。

(二) 産業廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物の種類ごとに許可を受けた業者へ委託するとともに、委託基準を遵守すること。

2 ごみ減量に係る事項  
(一) 事業活動に伴って発生する廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるものについては、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を図ること。

3 周辺地域の生活環境の保持に係る事項

(一) 営業に伴い、周辺住民の生活環境に影響が生じることが予想されるため、荷捌きや車両のドアの開閉等の際に生じる騒音に十分配慮し、深夜・早朝の作業がある場合には事前に周辺住民に説明を行い、理解を得ること。

(二) 来店客の車のアイドリング音、空ぶかし、カーステレオ等が騒音とならないよう注意喚起に努めること。

(三) 受電設備・空調室外機等の設置場所・機種を選定等にあたっては、周辺住民の生活環境を損ねないよう十分留意すること。

(四) 始業前の深夜・早朝にトラック等の車両を待機させる場合には、駐車位置を隣接する住居から離すよう配慮すること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百二十六号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号。以下「法」という。)第三条第一項の規定により、令和四年七月二十二日次のとおり育種母樹林を指定した。  
令和四年七月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

指定番号	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び樹木の集団を指定する場合にあっては面積	法第三条第三項の所有者等の氏名又は名称及び住所
福島育二	育種母樹林	スギ	郡山市安	七〇	福島県
				本数(本)	
				面積(ha)	
				〇・〇二二	

七号

積町成田  
字西島坂  
七一一

五

(森林整備課)

福島県告示第五百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和四年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和四年七月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の変更後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
一般国道四五九号	耶麻郡西会津町群岡字蟹沢乙一〇八四番一地从先から 同郡同町群岡字徳沢乙六四一番二地先まで	変更前 A 四・〇〇 三三・〇	A 四・〇〇 三三・〇	七三二・六
		変更後 B 一〇・〇〇 三八・二二	A 四・〇〇 三三・〇	七三二・六
			B 一〇・〇〇 三八・二二	七五六・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和四年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和四年七月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三四九号	東白川郡鮫川村大字渡瀬字青生野七番一九地先から	令和四年七月二二日

同 郡同 村大字青生野字大犬  
平二八番地先まで

(道路計画課)

公 告

公告第百六十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供する。  
令和四年七月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 特別保護地区の名称
  - 1 多田野鳥獣保護区特別保護地区
  - 2 飯盛山鳥獣保護区特別保護地区
  - 3 沼沢湖鳥獣保護区特別保護地区
  - 4 駒ヶ岳鳥獣保護区特別保護地区
  - 5 川内鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域
  - 1 多田野鳥獣保護区特別保護地区  
郡山市逢瀬町多田野字大萱野一番地の区域
  - 2 飯盛山鳥獣保護区特別保護地区  
国有林会津森林管理署事業区九林班さ小班、き小班、ゆ小班、め小班、み一小班及びみ二小班的区域
  - 3 沼沢湖鳥獣保護区特別保護地区  
国有林会津森林管理署事業区五四八林班む小班及びう小班的区域
  - 4 駒ヶ岳鳥獣保護区特別保護地区  
国有林会津森林管理署南会津支署事業区一〇六〇ほ小班的区域
  - 5 川内鳥獣保護区特別保護地区  
双葉郡川内村大字上川内字長阿勢美五〇二番地、字川張五〇二番地、字方太郎一の一番地、一の二番地、二番地から七番地まで、八の一番地及び八の二番地の区域
- 三 特別保護地区の存続期間  
令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案
  - 1 多田野鳥獣保護区特別保護地区
  - (一) 特別保護地区の指定区分

- (二) 森林鳥獣生息地の保護区
  - (一) 特別保護地区の指定目的  
多田野特別保護地区は、多田野鳥獣保護区の中央に位置し南東向き斜面の地形をなし、沢つたいに逢瀬川の源流があり、人工林の他天然林が植生していることから、動植物も豊富で多くの鳥獣が生息している。これらの状況は鳥獣が生息するうえで中核的な位置となっており、鳥獣の繁殖及び生息環境の維持が必要である。
  - (二) 管理方針  
鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図るため、狩猟及び森林の伐採を制限し、環境の維持に努める。
- 2 飯盛山鳥獣保護区特別保護地区
  - (一) 特別保護地区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
  - (二) 特別保護地区の指定目的  
飯盛山鳥獣保護区のうち、ブナ・ミズナラなどの天然林が大半を占め、特に良好な鳥獣の生息環境となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、東山温泉街に近い地域であるため、市民及び観光客の危険防止を図る。
  - (三) 管理方針  
ブナ・ミズナラなどの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥類の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- 3 沼沢湖鳥獣保護区特別保護地区
  - (一) 特別保護地区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
  - (二) 特別保護地区の指定目的  
沼沢湖鳥獣保護区は福島県金山町に位置し、火山活動で誕生したカルデラ湖である沼沢湖と、その外輪山から構成されている。保護区内にはカルデラという特殊な地形から多様な植生が発達し、その環境を反映して様々な鳥獣が確認されている。
  - (三) 管理方針  
特に沼沢湖の北西岸にある惣山と呼ばれる区域は、標高の高い場所ではアカマツなどの針葉樹林、低い場所ではブナ、ミズナラなどの落葉広葉樹が広がり、さらに湖に面している部分では湿性草原がみられるなど、多様な植生と水辺環境を背景にして、クマタカ、ミサゴ、ツキノワグマなど、多種多様な鳥獣が生息しているため沼沢湖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る区域であると認められる。このため鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

影響を防止するとともに、森林など鳥獣の生息環境を保全するなど適切に保持するために、関係機関及び地域住民と連携協力した普及啓発活動等に取り組みます。  
また、必要に応じ、鳥獣モニタリング調査や、鳥獣保護管理員による巡視などを通して、区域内の生息状況の把握に努めます。

4 駒ヶ岳鳥獣保護区特別保護地区

(一) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

特別保護地区の指定目的  
標高二、一三三メートルの会津駒ヶ岳の南側に位置する駒ヶ岳鳥獣保護区は、尾瀬国立公園の北側に位置し、尾瀬ヶ原や只見地区などと連なる広大な山域であり、山麓部に広がる広大なブナの原生林や、亜高山帯のオオシラビソ等の常緑針葉樹林、高山帯の湿地や雪田植生に至るまで様々な植生を有しており、このような環境を背景として多様な鳥獣の生息が確認されている区域である。

特に鳥獣保護区の東側に広がる区域は、針葉樹を主とする原生的な天然林が広がり、クマタカ、ヤマドリなどの鳥類の他、ツキノワグマなどの生育も多く確認されている。また、ヤマネなどの小型哺乳類も生息している事も特徴の一つである。

以上のような鳥獣の生息状況と自然環境を鑑み、当該区域は駒ヶ岳鳥獣保護区の中でも特に保護を図る区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(二) 管理方針

鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するとともに、森林など鳥獣の生息環境を保全するなど適切に保持するために、関係市町村及び地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組み。  
また、必要に応じ、鳥獣のモニタリング調査や、鳥獣保護管理員による巡視などを通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

5 川内鳥獣保護区特別保護地区

(一) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

特別保護地区の指定目的

川内鳥獣保護区は、阿武隈高地の川内村南西部に位置し、特別保護地区の全域が村有地として適切に保護管理されてきました。ここでは、地域住民の協力を得て森林整備、造林推進に取り組んできた歴史があり、その中でも公団造林（水源林造成事業）が導入されたことで、保護地区等の水源地帯の保安林における森林造成が本格化し、豊かな森林資源は、下流域での生活にとっても多くの潤いをもたらしています。

また、ナラ等の落葉広葉樹を基礎に、アカマツの植生が行われ、混合林を形成することで、恵まれた自然環境を反映して多種多様な植物及び鳥獣の良好な生息

地として重要な地域となっております。

このため、当該区域は、川内鳥獣保護区の中でも特に保護を図る区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものです。

(二) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。  
また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

五 縦覧場所

1 多田野鳥獣保護区特別保護地区

福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県中地方振興局県民環境部県民生活課

2 飯盛山鳥獣保護区特別保護地区

福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県会津地方振興局県民環境部県民生活課

3 沼沢湖鳥獣保護区特別保護地区

福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県会津地方振興局県民環境部県民生活課

4 駒ヶ岳鳥獣保護区特別保護地区

福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県南会津地方振興局県民環境部県民生活課

5 川内鳥獣保護区特別保護地区

福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県相双地方振興局県民環境部県民生活課

六 縦覧期間

令和四年七月二十二日から同年八月五日まで

(自然保護課)

公告第六十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。  
令和四年七月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

日	時	場	所	案	件
令和四年八月二十四日		郡山市		多田野鳥獣保護区特別保護	

午前九時三十分	令和四年八月十八日 午後二時	福島県郡山合同庁舎 第一会議室	地区の指定について
令和四年八月二十四日 午後一時三十分	会津若松市 会津若松市北会津支所 会議室四	飯盛山鳥獣保護区特別保護 地区の指定について	
令和四年八月二十三日 午後一時三十分	大沼郡金山町 金山町役場 四階委員会 室	沼沢湖鳥獣保護区特別保護 地区の指定について	
令和四年八月二十三日 午後一時三十分	南会津郡檜枝岐村 檜枝岐村役場 二階中会議室	駒ヶ岳鳥獣保護区特別保護 地区の指定について	
令和四年八月二十三日 午前十一時	双葉郡川内村 川内村役場 二階大会議室	川内鳥獣保護区特別保護地 区の指定について	

(自然保護課)

**公告第168号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年7月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 モニターほか計4品目 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年12月28日（水）
- (4) 納入場所 福島県立聴覚支援学校福島校ほか計21か所

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年8月12日

(金) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和4年8月12日(金)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和4年7月22日(金)から同年8月12日(金)まで(土曜日及び日曜日並びに同月11日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大ききの用紙14枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年7月29日(金)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和4年7月29日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年9月2日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月1日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Monitor and 4 other products 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 2 September 2022

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 1 September 2022

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

正 誤

○令和四年七月八日付け定例第三百五号中

三二二	上	後ろか ら六	南会津保健福祉事務所健康 福祉部長	県南保健福祉事務所健康保 健福祉部長
	ページ	段	正	誤
		行		